

会員保障制度の概要

本制度の概要

本会の「会員保障制度（以下、本制度）」は会員個人が保険会社と契約するものではありません。本会会員が行った施術行為または施設の管理に起因して法律上の賠償責任が発生した場合に、本会との間で包括契約している賠償責任保険により損害保険会社から支払いを受ける保険金全額を、本会を通じて会員へお支払する制度です。また、万が一、利用者から業務に起因する内容に関し、別紙会員保障内規の対象となる民事訴訟を起こされた場合の顧問費用も対象になります。

本制度により保障される主な内容

- ①法律上負担した賠償責任（治療費・慰謝料・休業損害・その他本会が認めたもの）
- ②訴訟・仲介・和解の弁護士費用など本会が認めた費用 ※保障額は①+②から免責額（会員負担額）を減算したものととなります。

本制度の対象となる主な事例

- 施術中に、利用者の胸部から音がしたため、レントゲン検査を受けた結果、肋骨骨折が判明した。
- 鍼治療が原因で、気胸になり入院していると患者様のご家族から連絡を受けた。
- お灸が原因で、やけどを負わせてしまった。
- 利用者をベッドから車いすに移乗する際、施術者の支えが足りなくて転倒してしまい、大腿骨転子部骨折により入院することになった。
- お客様の要望で強揉みを行い、当日は気持ちよかったと言ってもらえたが、翌日になって電話があり「昨日の夜から腰が痛くなり、朝からは起き上がることができない」とクレームを受けた。
- 利用者が、施術に使用したオイルの成分に起因して肌荒れを発症した。
- 利用者のメガネを誤って落とし、レンズを割ってしまった。
- 店舗外においていた看板が倒れ、駐車していた自動車にあたりキズをつけてしまった。

お支払いできない事由および免責額は会員保障内規をご確認ください。

会員保障制度のご案内

- 柔道整復師・鍼師・灸師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を所有していれば、治療院内での保険診療・自費診療を問わず、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険の適応）の対象となります。国内であれば施術場所は問いませんので、健康保険を使った訪問医療マッサージにおいて、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）の対象となります。
- リラクゼーション・エステ・整体などの民間手技施術をサービス業として行っていれば、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）の対象となります。 ※エステはオールハンド（機械を使わない）のサービスのみが対象です。
- 店舗管理上の不備によりお客様（第三者）に損害を与えてしまった場合も対象です。

～このような条件でも対象です～

接骨院 鍼灸マッサージ院 デイサービス

- 1) 自費診療や、サービスで行うストレッチも対象
本会が指定する国家資格による治療と、カイロプラクティックなどの民間手技施術の両方が対象になります。
- 2) トレーナー活動、訪問鍼灸、訪問医療マッサージも対象
施術場所は問いませんので、日本国内どこでも会員が行った施術に起因する損害賠償は対象になります。
- 3) デイサービスでの施術も対象
一般的なデイサービス損害賠償保険では施術により怪我をさせてしまった場合は支払対象になりません。本会保障制度と併用することで起こりうるリスクをカバーすることができます。
- 4) 整体師・助手（学生等）もご利用いただけます（*3）
入会後に国家資格（*1）を取得された場合は、簡単な手続きで取得資格による治療も対象になります。

リラクゼーションサロン エステサロン 整体院 など

- 1) どんな場所での施術も対象
サロン（施術所）・温浴施設の施術ブース・出張施術（宿泊施設・自宅）・自宅サロンと様々な場所での施術が対象になります。
- 2) Wワークにも対応
平日は店舗に勤務して休日は自宅サロンなど、経営者が違う複数の店舗でお仕事する場合も全ての施術が対象です。
- 3) 経験を問わず利用可能
特定の民間資格やディプロマをもってなくても利用できます。未経験者が店舗研修により技術を習得し、施術デビューされる場合もご利用可能です。

会員保障内規

保障される金額および免責額

会員種別	手技に起因する賠償責任		施設に起因する賠償責任		1事故あたり免責額 (会員負担額)
	対人保障限度額	対物保障限度額	対人保障限度額	対物保障限度額	
正会員A	1事故:1億円	1事故:500万円	1事故:1億円	1事故:1,000万円	10,000円
正会員B	1事故:1億円	1事故:500万円	1事故:1億円	1事故:1,000万円	30,000円
準会員	1事故:2,000万円	1事故:100万円	1事故:2,000万円	1事故:200万円	10,000円

* 手技療法家についてはお持ちの全ての国家資格による手技療法および民間手技施術が保障対象となります。

* 会員への年間総保障額は6億円が上限となります。

* 民間手技施術において使用したオイルまたはパウダー等に起因して生じた賠償責任の対人補償額は、上記対人保障限度額によらず1事故あたり2,000万円が上限となります。

手技に起因する場合

【保障を受けられる事由】

本会会員が、日本国内において手技療法又は民間手技施術を遂行することにより、利用者の生命若しくは身体を害し、又は財物を滅失、き損若しくは汚損したことによって生じた法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対し、本会との間で賠償責任保険契約を締結している損害保険会社より支払われる保険金全額を、本会を通じて会員にお支払します。

【保障されない場合】

本会会員が次に掲げる賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、直接であると間接であるとを問わず、本会が契約する損害賠償保険の保険金支給の対象にはなりません。

- (1) 本会会員の故意によって生じた賠償責任
- (2) 戦争(宣戦の有無および前後を問いません)・変乱・暴動・騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- (3) 地震・噴火・洪水・津波などの天災によって生じた賠償責任
- (4) 本会会員と住居および家計をともにする親族に対する賠償責任
- (5) 本会会員の使用人が業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)によって生じた賠償責任
- (6) 本会会員が所有・使用もしくは管理する財物の滅失・き損もしくは汚損について、その財物の正当な権利を有する者に対する賠償責任
- (7) 本会会員と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (8) 排水または排気(煙を含みます。)によって生じた賠償責任
- (9) 本会会員の業務を行う店舗もしくは設備または航空機・車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)・自動車・船舶もしくは動物の所有・使用もしくは管理によって生じた賠償責任
- (10) 名誉毀損または秘密漏洩によって生じた賠償責任
- (11) 医療行為・脱毛行為および機械を用いた美容行為によって生じた賠償責任
- (12) 手技療法の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (13) 本会会員が外科手術を行い、または薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任
- (14) 医師の同意が必要な業務について、医師の同意を得ずに施術したことにより生じた賠償責任
- (15) 民間手技施術に於いて、アカスリに起因して生じた賠償責任
- (16) 業務に起因して生じたすべての間接的な損害に対する賠償責任
- (17) 頸椎に対するスラスト法その他これに類する療法を行ったことにより生じた賠償責任
- (18) 日本国法令もしくは、厚生労働省(厚生労働大臣)または都道府県(都道府県知事)通達の禁止条例または取扱い規定等に反する行為によって生じた賠償責任
- (19) 無資格者が行った業務により生じた賠償責任
- (20) はり・灸行為によるエイズ・B型肝炎等の感染症への感染によって生じた賠償責任
- (21) 非会員の従業員等が行った施術に起因して会員が負うべき賠償責任
- (22) 学校・治療院における練習中の手技に起因して生じた賠償責任

施設に起因する場合

【保障を受けられる事由】

本会会員が、日本国内において業務を遂行するための治療施設の所有・使用又は管理に起因する偶然な事故により、他人の生命若しくは身体を害し又は財物を滅失、き損若しくは汚損したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対し、手技に起因する場合に該当する事故を除き、本会との間で賠償責任保険契約を締結している損害保険会社より支払われる保険金全額を、本会を通じて会員にお支払します。

【保障されない場合】

本会会員が次に掲げる賠償責任を負うことによって被る損害に対しては、直接であると間接であるとを問わず、本会が契約する損害賠償保険の保険金支給の対象にはなりません。

- (1) 手技に起因する場合の(1)から(7)に定める事由によるとき
- (2) 給排水管・冷暖房装置・湿度調整装置・消火栓・業務用もしくは家庭用器具からの蒸気・水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊によって生じた賠償責任
- (3) 屋根・扉・窓・通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊によって生じた賠償責任
- (4) 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- (5) 航空機・昇降機・車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)・自動車・船舶もしくは動物の所有・使用もしくは管理によって生じた賠償責任
- (6) 本会会員の占有を離れた商品もしくは飲食物または本会会員の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- (7) 仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要するときは引渡)または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任(本会会員が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は、仕事の結果とはみなしません。)
- (8) 本会が特に認めた場合を除き、厚生労働省(厚生労働大臣)または都道府県(都道府県知事)通達の禁止条例または取扱い規定等に反する行為によって生じた賠償責任
- (9) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性に起因する事故
- (10) 排水・排気(液体・煙・蒸気・じんあい等の気体または固体の排出、流出または溢出をいいます。)または廃棄物に起因する損害賠償責任
- (11) 身体の障害を被った者(以下「被障害者」といいます。)の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業・法人・国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する損害賠償責任
- (12) 医療行為(医薬品または医療用具の調剤、調整、投与、販売もしくは鑑定を含みます)、医療に類する行為(柔道整復・鍼・灸・あんま等をいいます。)または美容行為(美容整形・化粧等の行為を含みます。)に起因する損害賠償責任
- (13) 建築・土木・組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任